

第2章 点検評価結果

No. 1 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター

1 法人の概要

(平成25年9月19日現在)

代表者職氏名	理事長 吉崎 秀夫	県所管部課名	商工労働部地域産業課	
設立年月日	昭和44年5月26日	基本財産	549,756千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	390,000千円	70.9%	
	(株)みちのく銀行	34,010千円	6.2%	
	(株)青森銀行	33,690千円	6.1%	
	青森市	30,245千円	5.5%	
	(株)東北電力	11,710千円	2.1%	
	黒石市	7,220千円	1.3%	
	藤崎町	5,090千円	0.9%	
	青い森信用金庫	3,583千円	0.7%	
	田舎館村	2,445千円	0.4%	
	(株)みずほ銀行	2,070千円	0.4%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	10名	1名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	87名	24名	県派遣13名
業務内容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援			
経営状況 (平成24年度)	経常収益	1,607,488千円	(その他参考)	
	経常費用	1,724,552千円	県からの補助金	185,658千円
	当期経常増減額	△117,064千円	県からの受託事業収入	253,282千円
	当期一般正味財産増減額	△100,169千円	県の損失補償	579,634千円

2 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和44年5月に財団法人青森県中小企業機械貸与公社（昭和49年10月に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更）が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する体制の構築を図るため、平成12年4月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人21あおもり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人21あおもり産業総合支援センター」に変更した。

なお、当法人は、平成24年4月から公益財団法人に移行した。

3 法人を取り巻く現状

当法人は、中小企業支援に係る県の施策の実施団体として国・県等からの補助事業や受託事業等を多岐にわたり実施しており、さらには東日本大震災により被害を受けた中小企業の事業再生支援を実施するなど、本県における産業の中核的支援機関として、非常に重要な役割を担っている。

また、本県中小企業を取り巻く厳しい経済情勢を反映し、当法人が実施する設備・機械類貸与事業の未収債権について適切に対応することが求められているほか、当法人が実施するオーダーメイド型貸工場事業を巡る動向が県民から注視されている。

なお、当法人の理事長は非常勤であること等から、当委員会から、理事長の常勤化とトップマネジメントの強化について提言を受けてきていたが、平成25年9月19日の理事会において、常勤の前専務理事が新たな理事長に選定され、理事長が常勤化されたところである。

4 点検評価結果

法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1) 未収債権の回収等

ア 法人の対応

未収債権については、定期的な訪問や電話連絡等による状況把握とともに、定期的に「未収残高のお知らせ」及び催促書等を送付し、その回収に努めている。

平成24年度に未収債権償却基準に合致した20件（16企業）の未収債権額約1億9千万円を貸し倒れとして処理したほか、定期的な計画返済及び返済の増額等により、前年度に比べ滞留債権は減少している。

なお、設備・機械類貸与事業は、国の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づくものであり、全国的に制度の活用が減少傾向にあることから、平成26年度で終了することが決定しているが、同事業の債権管理は基本的に最長で事業終了後7年間行われることになっている。

【参考：滞留債権の状況】

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度
設備貸与事業	289,368	222,561
機械類貸与事業	154,408	82,275
合計	447,776	304,836

※3カ月以上遅延している債権

イ 委員会の意見等

企業からの返済の増額及び適正な債権管理により滞留債権を減少させた結果は評価できるものであり、今後も金融機関等と同等の厳しい姿勢で可能な限り回収する努力を継続していただきたい。

また、設備・機械類貸与事業終了後においても、貸付先に対する適正な債権管理に努め、未収債権発生 of 未然防止に努めていただきたい。

(2) 経営の健全化に向けた中期経営計画の見直し

ア 法人の対応

平成24年度正味財産増減計算書における経常増減額が中期経営計画と差異が生じているが、主な理由としては、オーダーメイド型貸工場促進事業において、計画策定時に想定していた受取リース料がその後見直しになったことによるものであり、平成43年3月までの賃貸借期間において受取リース料等を回収することにより経常増減額が黒字化され、累積欠損も解消される見込みである。

【参考：オーダーメイド型貸工場リース料の返済計画】

(単位：千円)

当 初		改定後	
区 分	月額賃料	区 分	月額賃料
平成 23 年 12 月分 ～平成 24 年 3 月分	2,667	平成 23 年 12 月分 ～平成 24 年 3 月分	2,667
平成 24 年 4 月分 ～平成 25 年 3 月分	7,534	平成 24 年 4 月分 ～平成 25 年 3 月分	7,534
平成 25 年 4 月分 ～平成 26 年 3 月分	10,000	平成 25 年 4 月分 ～平成 25 年 7 月分	10,000
平成 26 年 4 月分 ～平成 43 年 3 月分	11,720	平成 25 年 8 月分～ 平成 26 年 7 月分	3,000
		平成 26 年 8 月分～ 平成 27 年 7 月分	5,000
		平成 27 年 8 月分～ 平成 28 年 7 月分	7,000
		平成 28 年 8 月分～ 平成 43 年 3 月分	13,016
総 額	2,611,956	総 額	2,611,956

イ 委員会の意見等

当法人の平成25年3月31日現在の貸借対照表における一般正味財産の累積赤字は、約4億2千万円であり、事業別ではオーダーメイド型貸工場促進事業が約12億6千万円の累積赤字となっているなど、中期経営計画との乖離が大きい状況となっている。

累積赤字の解消には、オーダーメイド型貸工場促進事業における長期間の対応が必要であり、現在の中期経営計画においては今回のリース料減額による影響が考慮されていないこと、また、産業総合支援事業においても実施事業の変更があったこと等を踏まえ、経営の健全化に向けて中期経営計画の見直しを検討すべきと考える。

(3) オーダーメイド型貸工場事業に関する県民への情報提供等

ア 法人の対応

オーダーメイド型貸工場については、貸工場活用企業の経営状況及び生産状況等について、点検評価、情報の共有等を行う経営状況等点検会議を原則として四半期に1回開催しており、状況を把握した上で、必要な助言を行っている。当法人としては、リース料を着実に徴収し、県からの借入金を計画的に返済することが重要であることから、県と連携し、経営状況等点検会議を通じて、貸工場活用企業の経営安定化が図られるよう最大限の努力をしていく。

また、当法人は事業報告書でオーダーメイド型貸工場事業の状況を報告するとともに、県では必要に応じて適時適切に可能な範囲で県議会に報告するなどしており、今後とも県と連携し、適切に対応していく。

イ 委員会の意見等

オーダーメイド型貸工場事業に係る当法人に対する県の貸付金の返済については、貸工場活用企業のリース料収入が原資となっており、リース料を改定したことにより、県民に対し、貸工場活用企業の経営基盤の安定性や当法人の経営に及ぼす影響、更には県費負担の発生等の不安を与えることのないよう、中長期的視点も踏まえた情報提供が必要である。

貸工場活用企業の具体的な経営状況等の情報提供に制約があることは理解するものの、県と当法人は、貸工場活用企業の経営状況等のチェックを適切に行いながら、県議会への報告に加え、県民の理解が得られるよう、より丁寧な説明と適時・適切な情報提供を行っていただきたい。